

政策評価調書(30年度実績)

政策名	芸術文化による創造県おおいとの推進	政策コード	Ⅲ-2	関係部局名	企画振興部、教育庁
-----	-------------------	-------	-----	-------	-----------

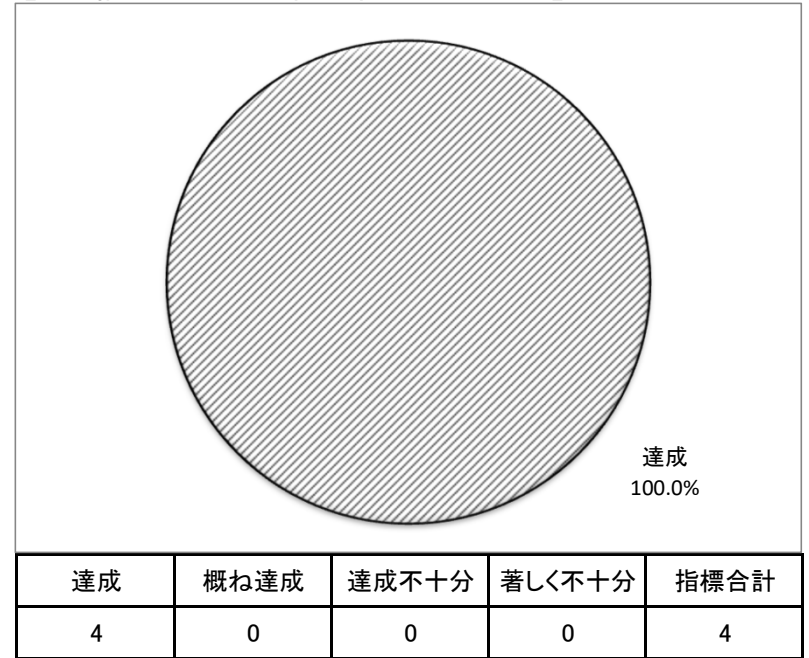
【Ⅰ. 政策の概要】

多彩な芸術文化に親しむ機会の充実、芸術文化の魅力発信強化、芸術文化ゾーンを核としたネットワークの構築などに取り組むとともに、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎となる文化財・伝統文化の保存・活用・継承を進めることで、人々の生活を豊かにし、創造的で活力あふれる地域社会を構築する。

【Ⅲ. 政策を構成する施策の評価結果】

	施策名	指標評価	総合評価
1	芸術文化の創造	達成	A
2	芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり	達成	A
3	文化財・伝統文化の保存・活用・継承	達成	A

【Ⅱ. 構成施策の目標指標の達成状況】



【Ⅴ. 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

県内各地において多彩で質の高い芸術文化活動が行われるよう、優れた芸術文化を鑑賞し、参加し、創造することができる環境や、将来の芸術文化の担い手や鑑賞者を育むために、若者や子どもたちの豊かな感性や創造力を伸ばす機会の充実が求められる。

昨年開催した国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭では、県内全域で様々な事業を実施し、各事業には子どもからシニアまで、また、障がい者や外国の方にも多く出演いただくなど、延べ237万人が大分の芸術文化を堪能し、多くの出会いと交流が生まれた。文化祭を通じて育まれた人材や地域の特徴ある取組などの成果を活かして、今後は「アートによる地域の元気づくり」、「次代を担う人材の育成」、「障がい者の芸術文化活動の推進」が求められる。

芸術文化ゾーンを中心に、県内各地の様々な取組との連携を深めるほか、芸術文化の創造性を活用して、少子高齢化や人口減少社会、産業振興や人材育成、障がい者への理解や社会参画の促進など、社会的・経済的な課題に対応することが必要である。

県内各地域の文化財・伝統文化の計画的な保存・活用・継承のため、改正文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱の策定や市町村による地域計画作成の促進などの取組が必要である。

【Ⅳ. 評価が著しく不十分となった指標】

指標名	達成率
該当なし	—